

日置市次期一般廃棄物最終処分場整備に係る 基本構想策定及び候補地選定業務に係る仕様書

1 業務名

日置市次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想策定及び候補地選定業務

2 適用

本仕様書は、日置市（以下「本市」という。）における次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想策定及び候補地選定業務に当たり、受託者が履行しなければならない業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めるものとする。

受託者は本業務の適正を期するため、契約書、仕様書、企画提案書及び関係図書等に基づき、円滑に業務を実施しなければならない。

3 業務委託の期間

契約締結日の翌日から令和8年12月25日（金）まで

4 業務内容

本業務の内容は、概ね次に掲げるものとする。

なお、適宜、本業務に係る検討委員会（4回程度）、先進地視察（2回程度）の運営支援を行う。

（1） 日置市次期一般廃棄物最終処分場整備に係る基本構想策定業務

ア 次期一般廃棄物最終処分場のあり方の検討

イ 埋立対象廃棄物の設定

ウ 法的規制調査

エ 次期一般廃棄物最終処分場設置に係る概略地形・地質検討

オ 最終処分場の形式（オープン型、クローズド型）や、環境対策、費用対効果などの検討

カ 概算事業費の算定

キ 事業方式（公設公営方式、公設民営方式、PFI方式等）の検討

ク 事業スケジュールの検討

（2） 日置市次期一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地選定業務

ア 基本条件（施設の規模・施設内容等）の整理・検討

イ 候補地選定手順の検討

ウ 一次候補地の選定（10か所程度）※マップ作成

エ 二次候補地の選定（4か所程度）※マップ作成

オ 最終候補地の選定

カ 検討委員会（4回程度）での運営支援（資料作成、技術的説明、議事録作成等）

5 成果物及び納品先

本業務においては、次に掲げる成果物を納品するものとする。提出形式は、(1)～(4)は紙媒体フルカラー、(5)は電子媒体(CD-R または DVD-R)で1部とする。また、納品先は、11に掲げる担当部署に同じとする。

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 業務報告書 (A4判) | 3部 |
| (2) 概要版 | 20部 |
| (3) 議事録 | 1部 |
| (4) 参考資料 | 1部 |
| (5) 上記(1)～(4)に関する電子データ | 一式 |

6 成果品の帰属等

本業務で履行した内容は、全て委託者に帰属するものとする。受託者は、成果品又は収集した資料を善良な管理の下5年間保存し、委託者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。

また、成果品を作成するに当たり、第三者(委託者及び受託者以外の者)が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこととし、受託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と受託者とが別途協議をすることとする。

7 資料の提供

- (1) 委託者は、本業務に必要と認める資料について、受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、資料等の紛失、汚損、破損等のないよう、その保管に関して細心の注意を払わなければならない。また、受託者は、業務終了後は遅滞なく委託者へ返却し、万一資料等の紛失、汚損、破損等が生じた場合は、受託者において一切の責任を負うものとする。

8 本業務実施に伴う経費

委託経費は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想策定及び候補地選定委託業務に係る人件費
- (2) 検討委員会及び先進地視察に係る謝金、旅費等の経費
- (3) 報告書等作成費
- (4) その他本業務に関する経費

9 検査

- (1) 受託者は、業務終了後所定の手続を経て、委託者が実施する検査を受け、検査合格をもって業務完了とする。
- (2) 検査の結果又は成果品の受渡し後において、受託者の責めに帰すべき誤り又は不備な点が発見された場合は、受託者は自己の責任において、速やかに修正し、納品しなければならない。

10 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務を一括して他に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- (2) 受託者は、同様の業務に精通し、的確な進行管理を行える担当者を配置する。
- (3) 委託者は、受託者に対し必要に応じて策定状況等について、報告を求めるものとする。
- (4) 業務の遂行に当たっては、常時、委託者と受託者とは緊密な連絡を取り、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施に当たり疑義の生じた場合は、速やかに委託者と受託者とは協議の上取扱い等を定めるものとする。
- (6) 受託者は、委託者への報告・納品等の期限及び作業スケジュールを厳守すること。
- (7) 受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、機密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

11 担当部署

〒 899-2592 鹿児島県日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市役所 市民福祉部市民生活課生活環境係 担当 榎園

電話 099-248-9448

電子メールアドレス seikatsu@city.hioki.lg.jp